

日本機械学会材料力学部門賞規定

1990(平成 2)年 3月 6日制定
1994(平成 6)年 3月 8日改正
1995(平成 7)年 7月 4日改正
1998(平成 10)年 3月 30日改正
1999(平成 11)年 2月 16日改正
2014(平成 26)年 7月 19日改正
2017(平成 29)年 3月 31日改正

[目的]

1. 日本機械学会材料力学部門の活性化と材料力学分野における研究・開発の発展を図るため、日本機械学会材料力学部門賞を設ける。

[表彰]

2. 材料力学部門賞は、材料力学部門に関連する学術、技術、教育、出版、国際交流などの各分野における業績を通して、わが国の機械工学・工業の発展に寄与し、その功績が顕著である個人または団体(法主体)に贈る。
3. 受賞者は原則として日本機械学会会員とし、国内外を問わず対象とする。
4. 表彰は部門長名により行い、受賞者には賞状および記念品を贈って表彰する。
5. 表彰は原則として年1回とし、部門企画の集会事業に併せて行う。表彰の時期と場所は特定しない。

[部門賞の種類および対象となる内容]

6. 部門賞には、功績の内容により、功績賞、業績賞、貢献賞の何れかの名称を付する。
功績賞：材料力学および関連分野の研究・技術体系の発展と完成に国際的に評価の高い貢献を果たすとともに部門の発展、活性化に顕著な功績のあった個人または団体(法主体)に授与。
業績賞：材料力学および関連分野についての最近の一連の研究・技術において独創性および有用性の著しい業績をあげた個人または団体(法主体)に授与。
貢献賞：材料力学部門の活性化、発展あるいは国際交流活動に著しい貢献を果たした個人または団体(法主体)に授与。

[推薦方法および告示方法]

7. 功績賞、業績賞および貢献賞の受賞候補者の推薦は自薦または他薦とする。部門運営委員会はインフォメーションメールなどにより推薦の方法、時期を告示する。

[選考]

8. 部門運営委員会は当該年度の受賞者選考のための選考委員会を組織し、選考委員会は受賞者の選考を行う。受賞者の決定は部門運営委員会が行うものとする。
9. 部門長は、表彰内容が確定次第、賞の名称、表彰の時期、受賞者名簿などを部門協議会を経て理事会に報告する。
10. 選考委員会は委員長、副委員長各1名および委員若干名をもって構成する。委員会の構成員は、部門長の推薦により部門運営委員会の承認を経て委嘱する。選考委員会構成員は、委員長を除いて、委嘱期間中の公表は行わない。
11. 功績賞、業績賞、貢献賞の当該年度の受賞者数の合計は、日本機械学会部門賞通則第5項に基づく人数以内とする。

[賞の英文名称]

12. 各賞の英文名称は次のとおりとする。
 - a) 功績賞:Materials and Mechanics Award
 - b) 業績賞:Materials and Mechanics Achievement Award
 - c) 貢献賞:Materials and Mechanics Contribution Award

[その他]

13. 部門賞に関する諸経費は部門費より支出する。
14. この規定を変更しようとするときは、部門運営委員会の議を経て、部門協議会ならびに理事会の承認を得なければならない。